

## 特定機能病院の承認後の対応のあり方について

### 1. 経 緯

- 医療提供体制の改革に関する意見（平成23年12月22日 社会保障審議会医療部会）における以下の提言を踏まえ、「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」が設置され、承認要件の見直し等について検討。
  - ・ 特定機能病院については、制度発足当初から医療を取り巻く様々な環境が変化している中、以上の指摘を踏まえつつ、その体制、機能を強化する観点から、現行の承認要件や業務報告の内容等について見直しが必要である。
  - ・ 高度な医療の提供を担う特定機能病院としての質を継続的に確保していくため、更新制度を導入する等、特定機能病院に対する評価のあり方を検討する必要がある。

### 2. 業務報告及び承認要件の充足状況の確認に係る現状

- 医療法第12条の3に基づき、特定機能病院の開設者は、年1回、業務報告書を厚生労働大臣に提出することとされている。また、当該業務報告書の内容は、承認要件の充足状況を確認するものとなっており、地方厚生局は、業務報告書を確認の上、特定機能病院の承認要件を欠く場合等においては、必要に応じて、立入検査を行うこととなっている。
- 医療法第25条第3項に基づき、地方厚生局は、年1回、立入検査を行い、安全管理体制等について確認を行っている。
- 医療法第29条第4項に基づき、承認要件を満たさなくなった場合や、業務報告書の提出を行わなかった場合などにおいて、厚生労働大臣は、特定機能病院の承認の取消しを行うことができる。

### 3. 地方分権改革推進本部における議論

- 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施をするため、内閣に、地方分権改革推進本部が設定され議論が行われている。
- その中で、特定機能病院に対する報告聴取、立入検査等について、都道府県に事務・権限を委譲する方向で検討されている。

### 4. 特定機能病院の承認後の対応

- 現行制度においても、業務報告、立入検査等により、特定機能病院の承認要件の充足状況について、毎年確認を行っているとともに、承認要件を満たさなくなった場合等においては、承認を取り消すことが可能である。
- 今後、特定機能病院に対する報告徴収、立入検査等の事務・権限を委譲した場合、都道府県により、より一層緊密な監視指導が行われることが期待できる。
- 今回の承認要件の見直しを踏まえ、よりの確に承認要件の充足状況を確認する観点から、業務報告書の様式の見直し等を行う予定。
- これらの対応を行うことで、医療部会の意見書の趣旨に沿った対応を行うことが可能であると考えられる。

## 医療法（抜粋）

第十二条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 厚生労働大臣は、特定機能病院の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

5 第六条の八第三項の規定は第一項及び第三項の立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。

三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。

四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

- 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。
- 一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
  - 二 地域医療支援病院の開設者が第十二条の二第一項の規定に違反したとき。
  - 三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。
  - 四 地域医療支援病院の管理者が第十六条の二第一項の規定に違反したとき。
- 4 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特定機能病院の承認を取り消すことができる。
- 一 特定機能病院が第四条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
  - 二 特定機能病院の開設者が第十二条の三第一項の規定に違反したとき。
  - 三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反したとき。
  - 四 特定機能病院の管理者が第十六条の三第一項の規定に違反したとき。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 厚生労働大臣は、第四項の規定により特定機能病院の承認を取り消すに当たっては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。